

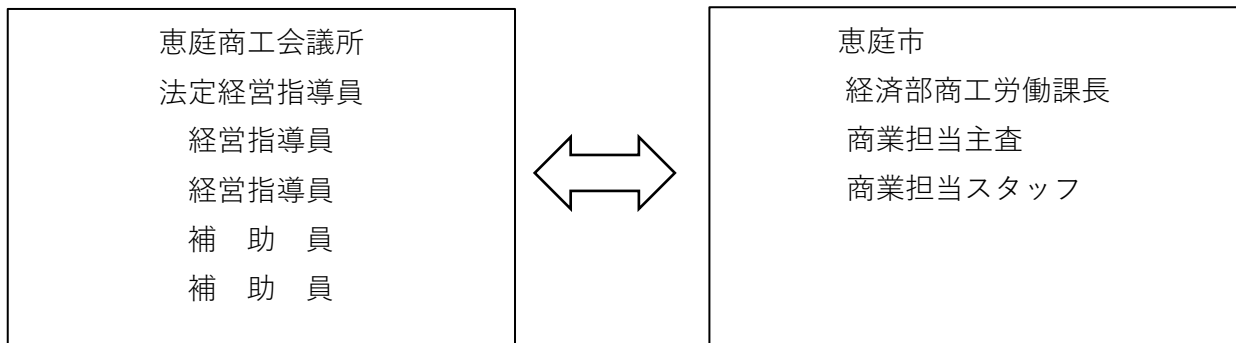
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 1 1 月現在)

1. 実施体制



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 薬袋真也 (連絡先は下記 3 の 1 参照)

(2) 当該経営指導員による情報提供及び助言

※以下に関する必要な情報の提供や助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

3. 商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 恵庭商工会議所 経営支援課

〒061-1444 北海道恵庭市京町80番地

TEL : 0123-34-1111

FAX : 0123-34-0133

e-mail : eniwacci@eniwa-cci.or.jp

(2) 恵庭市 経済部 商工労働課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL : 0123-33-3131

FAX : 0123-33-3137

e-mail : shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp